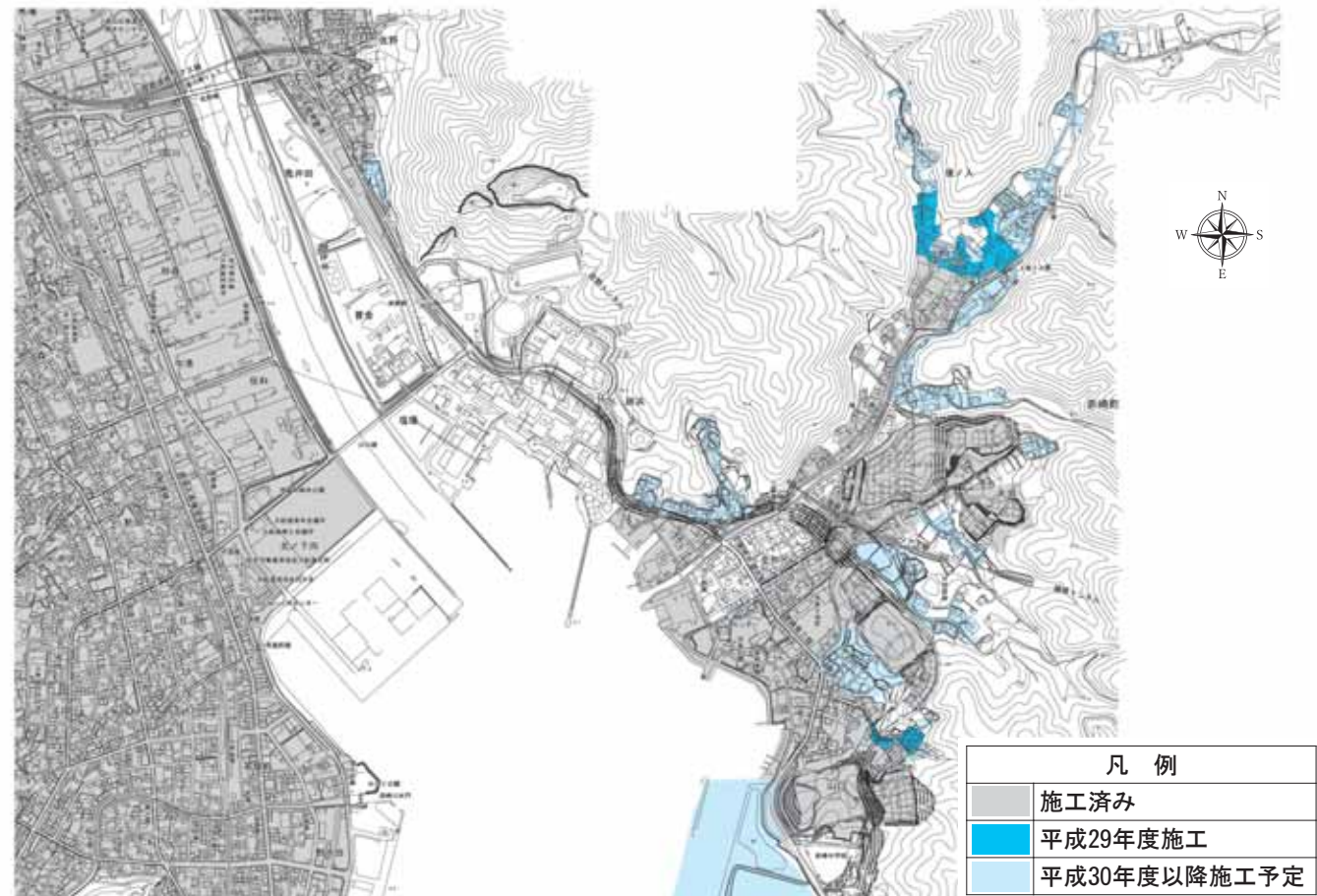
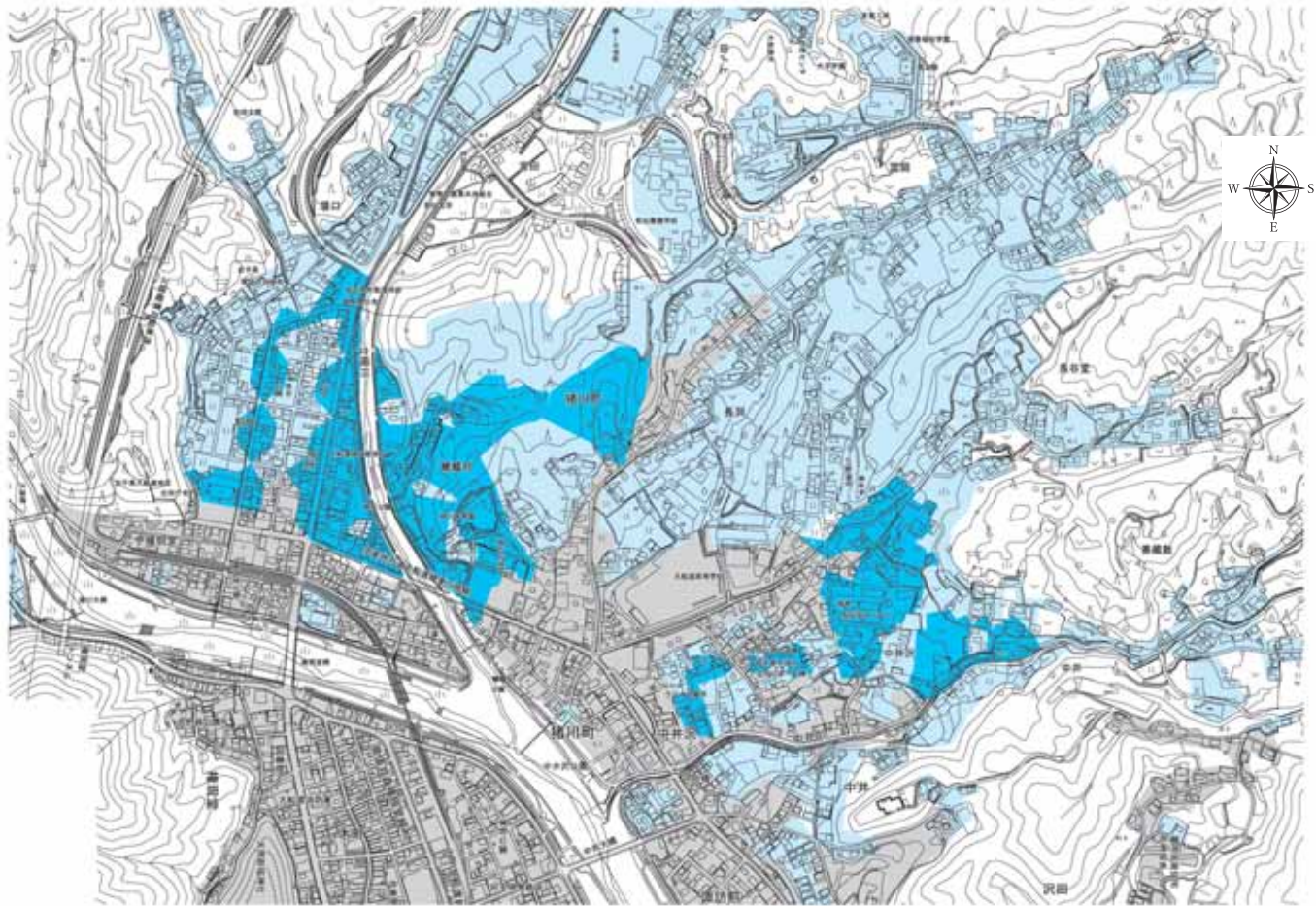


公共下水道工事予定区域図

■赤崎町



■猪川町



排水設備とは、台所や風呂場、水洗トイレ、洗面所などから出る汚水を下水道に流すための施設で、排水管や汚水ますなどのことです。

市では、供用開始区域を、年度当初に広報大船渡などによりお知らせします。供用開始後、排水設備の設置工事は6カ月以内に、くみ取りトイレの水洗トイレへの改造工事は3年以内に行うようお願いいたします。設置・改造工事は、建物所有者自らが工事業者を決定し、自己の負担で工事を行っていただきます。

排水設備の設置

▽一括納付
負担金の全額を、初年度の第1期の納期限までに納めていただく方法です。市では納入を確認後、負担金の額の6%を報奨金として受益者に交付します(百円未満は切り捨て)。

下水道使用料の支払い

下水道の使用を開始したときは、汚水排水量に応じて、下水道使用料を納めていただくこととなります。

○下水道使用料の計算方法と納付
毎月の下水道使用料の額は、汚水排水量に応じて左表の基本使用料と従量使用料の合計金額となります。下水道使用料は、原則として水道料金と一緒に納めていただくことになります。

○汚水排水量の決め方
・「家事用」のみに使用する場合Ⅱ世帯人員に応じて汚水排水量を認定します。
・「家事用」以外に使用する場

■下水道使用料(税込み)

区 分	基本使用料 (10mまで)	従量使用料	
		汚水の排水量	金 額 (1m当たり)
一般用	1,512円	10m ³ を超え 20m ³ まで	118円80銭
		20m ³ を超え 30m ³ まで	129円60銭
		30m ³ を超え 40m ³ まで	140円40銭
		40m ³ を超え 50m ³ まで	151円20銭
		50m ³ を超え 100m ³ まで	162円
		100m ³ を超え 500m ³ まで	172円80銭
		500m ³ を超え1000m ³ まで	183円60銭
浴場用	1,512円	10m ³ を超える分	75円60銭
臨時用	1,512円	10m ³ を超える分	194円40銭

《計算例》
・1カ月に15m³排水した場合
基本使用料1,512円+従量使用料118.8円×5m³=2,106円

▽市の水道を使用している場合
市の水道の使用水量を汚水排水量として認定します。

市水道と自家用水道を併用している場合など、使用形態によっては、接続者の負担によりメーター(※)を設置していただき、汚水排水量を認定します。

▽自家用水道(井戸水、伏流水など)を使用している場合
・「家事用」のみに使用する場合Ⅱ世帯人員に応じて汚水排水量を認定します。
・「家事用」以外に使用する場

下水道接続工事の補助制度

補助制度

合Ⅱ接続者の負担によりメーター(※)を設置していただき、汚水排水量を認定します。
※メーターは8年ごとに交換が必要です。

■工事費用融資あっせん制度

公共下水道と漁業集落排水施設への接続工事を行う人に金融機関からの融資のあっせんと利子の全額補給を実施しています。

▽融資あっせんの内容

- ・限度額Ⅱ1戸建住宅、公民館などの集会施設および店舗などは80万円以内。共同住宅は1世帯につき40万円以内。店舗等併用住宅は120万円以内。
- ・利子Ⅱ無利子(市が補給)
- ・返済期間Ⅱ5年(60回)以内
- ・返済方法Ⅱ元金均等月賦返済

▽取扱金融機関

ゆうちょ銀行を除く市内の金融機関

▽利用条件

市税を完納していることなど、一定の条件があります。

浄化槽整備の補助制度

補助制度

■浄化槽設置整備事業補助金
住宅または店舗兼住宅などに浄化槽を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

▽補助金の交付要件

公共下水道や漁業集落排水が整備されていない区域に浄化槽を設置予定で、平成30年3月10日までに工事が完了することなど

※公共下水道や漁業集落排水の整備が予定されている区域に住んでいる人は、補助金の交付対象となりません。

▽工事費用について(参考)
浄化槽設置工事の費用は、大きさや配管の施工状況により異なりますが、平成28年度に下水道事業所が審査した一般住宅の浄化槽設置工事見積額の平均は、約12万円となっています。

工事の際は、複数の業者に見積りを依頼し、比較するなどの方法があります。

▽補助額Ⅱ268,000円
～588,000円

※設置する浄化槽の規模(入槽)により異なります。